

# 第 8 次名古屋市分別収集計画

平成 28 年 6 月

名古屋市

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規 定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的事項 (法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

## 1 計画策定の意義

本市では、平成11年2月に「ごみ非常事態宣言」を公表して以降、市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組み等により大幅なごみ減量を達成したが、平成22年度以降、ごみ処理量は横ばいの状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、平成28年3月に「第5次一般廃棄物処理基本計画（以下「5次計画」という。）」を策定した。5次計画では、「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」を基本理念とし、協働をベースに、2R（「発生抑制（リデュース）」、「再使用（リユース）」）及び分別・リサイクルの取り組みを推進していくことにしている。

「第8次名古屋市分別収集計画（以下、本計画という。）」は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたって、「市民・事業者・行政が共に学び、共に行動し、持続可能な循環型都市をめざします。」を基本理念とし、以下の基本的方向に基づいて、取り組みを行っていく。

### (1) 協働…3Rの取り組みを支える持続可能な仕組みづくり

「なごやの環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいくため、名古屋の財産である市民・事業者との協働をベースに、ごみ減量の取り組みを進めます。

### (2) 2Rの推進…「もったいない」の心でごみも資源も元から減らす

「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して2R（「発生抑制（リデュース）」「再利用（リユース）」）の取り組みを進め、天然資源の使用削減をめざします。

### (3) 分別・リサイクルの推進…ごみも資源も分けて生かす

「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。

### (4) 環境に配慮した施設整備…将来にわたり持続可能な処理・処分体制を確保する

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行います。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図ります。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月から平成34年3月までの5年間とする。また、本計画は法第8条第1項に基づき3年ごとに、5年を一期として策定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物	123,178t	123,542t	123,470t	123,075t	122,040t

【内 訳】

	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
缶類	4,356t	4,377t	4,374t	4,368t	4,331t
びん類	16,139t	16,215t	16,206t	16,183t	16,047t
紙パック	1,748t	1,756t	1,755t	1,753t	1,738t
段ボール	20,848t	20,730t	20,714t	20,467t	20,289t
紙製容器包装	23,256t	23,366t	23,353t	23,320t	23,125t
ペットボトル	7,152t	7,185t	7,182t	7,171t	7,111t
プラスチック製容器包装	49,679t	49,913t	49,886t	49,815t	49,398t

注意：四捨五入のためそれぞれの合計欄が一致しない場合がある。

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

びん・缶・ペットボトルの飲料容器については約9割の高い分別率を維持し、プラスチック製容器包装・紙製容器包装については約6割の分別率を目標とし、市民・事業者・行政が協働して容器包装の排出抑制を推進する。

### (1) 協働

#### ア 環境学習の推進

「なごや環境学習プラン」の推進、「なごや環境大学」を活用した人づくり・人の輪づくりの推進、環境学習拠点（エコパルなごや）の充実及び環境デーなごや等を活用した3Rの取り組みの呼びかけを通して、3Rの取り組みへの主体的な参画を推進する。

また、「なごやエコキッズ」「なごやエコスクール」の取り組みを支援し、家庭における3Rの継続的な取り組みにつなげていく。

#### イ 協働を促進するための情報共有

ごみの処理量や処理コスト、分別した資源のゆくえ等を「見える化」することで、3Rに取り組む意義を伝え、さらなる3Rの取り組みを推進する。

また、「3R行動効果」を的確に情報提供できるよう、IT媒体による情報の拡充やスーパーマーケット・コンビニエンスストア等と連携した情報の発信を行う。また、集団資源回収団体への研修機会の充実を図る。

### (2) 2Rの推進

#### ア 名古屋ルール運動の展開

レジ袋有料化を推進するとともに、簡易包装の商品に識別ラベルを付し、消費者が簡易包装の商品を選択して購入することにより、製造メーカーに容器包装の少ない商品等の開発を促す仕組みづくりの検討を進める。

また、マイボトル・マイカップ運動を推進し、使い捨て飲料容器の削減を進める。

#### イ 消費者・事業者の自主的な行動の促進

2Rの取り組みを、環境面だけでなく、「おしゃれ」・「お得」といった経済的・社会的な側面から広報することにより、市民の自主的な行動を促進する。

#### ウ リユースの取り組み支援

インターネットにおけるリユースサイト、リサイクルショップなど、民間ベースでリユースを推進するためのインフラは整備されつつあることから、「もったいない＝物を大切にする」という意識の啓発に努め、リユースの取り組みを推進する。

### (3) 分別・リサイクルの推進

プラスチック製容器包装・紙製容器包装を重点品目とし、市政の情報が伝わりにくい市民や、ワンルームマンション・共同住宅の居住者等、排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発を展開する。また、各環境事業所に配置されている分別推進員の体制を拡充するなど分別指導体制を強化し、地域と協力しながら分別・リサイクルの取り組みを推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	2,794t		2,808t		2,806t		2,802t		2,779t	
主としてアルミ製の容器	92t		92t		92t		92t		91t	
無色のガラス製容器	7,178t		7,212t		7,208t		7,198t		7,138t	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 7,178t	(引渡)量 —	(独自処理)量 7,212t	(引渡)量 —	(独自処理)量 7,208t	(引渡)量 —	(独自処理)量 7,198t	(引渡)量 —	(独自処理)量 7,138t
茶色のガラス製容器	4,651t		4,673t		4,670t		4,663t		4,625t	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 4,651t	(引渡)量 —	(独自処理)量 4,673t	(引渡)量 —	(独自処理)量 4,670t	(引渡)量 —	(独自処理)量 4,663t	(引渡)量 —	(独自処理)量 4,625t
その他のガラス製容器	3,405t		3,421t		3,419t		3,414t		3,386t	
	(引渡)量 —	(独自処理)量 3,405t	(引渡)量 —	(独自処理)量 3,421t	(引渡)量 —	(独自処理)量 3,419t	(引渡)量 —	(独自処理)量 3,414t	(引渡)量 —	(独自処理)量 3,386t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	72t		72t		72t		72t		71t	
主として段ボール製の容器	0t									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	10,000t		10,748t		11,443t		12,126t		12,719t	
	(引渡)量 10,000t	(独自処理)量 —	(引渡)量 10,748t	(独自処理)量 —	(引渡)量 11,443t	(独自処理)量 —	(引渡)量 12,126t	(独自処理)量 —	(引渡)量 12,719t	(独自処理)量 —
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	6,683t		6,714t		6,711t		6,701t		6,645t	
	(引渡)量 6,683t	(独自処理)量 —	(引渡)量 6,714t	(独自処理)量 —	(引渡)量 6,711t	(独自処理)量 —	(引渡)量 6,701t	(独自処理)量 —	(引渡)量 6,645t	(独自処理)量 —
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	26,330t		27,452t		28,934t		29,889t		30,627t	
	(引渡)量 26,330t	(独自処理)量 —	(引渡)量 27,452t	(独自処理)量 —	(引渡)量 28,934t	(独自処理)量 —	(引渡)量 29,889t	(独自処理)量 —	(引渡)量 30,627t	(独自処理)量 —

（注1）独自処理量とは、指定法人による引取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

（注2）缶類の比率は、平成25～27年度の本市の独自処理実績（スチール缶96.83%、アルミ缶3.17%）を用いて算出した。

（注3）びん類の色別比率は、平成25～27年度の本市の独自処理実績（無色47.12%、茶色30.53%、その他22.35%）を用いて算出した。

（注4）段ボールについては、集団資源回収団体による回収のみを行っており、市による回収は行っていないため、分別収集量には含めていない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = (容器包装廃棄物の排出量の見込み) × [分別収集対象人口率] × [分別排出率]

※分別収集対象人口率：市内全域を対象とするため 100%とする。

※分別排出率：分別収集する対象容器包装廃棄物が適正に分別排出される割合。ごみの細組成分析調査の結果等をもとに推計した、「名古屋市第5次一般廃棄物処理基本計画」における資源化分別率を使用。

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は現行の収集体制を活用し、ステーション方式、拠点回収等により実施する。

なお、ペットボトルはステーション方式及びコンビニエンスストア・スーパー店頭、公共施設等での拠点回収との併用、紙パックは集団資源回収の他、スーパー店頭・公共施設等にて拠点回収する。

また、町内会などの地域住民団体等による集団資源回収が進んでいる段ボールについては、引き続きこれらの団体による回収を支援する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集方式	収集・運搬 段 階	選別・保管等段階
金属	主としてスチール製の容器	缶類	ステーション方式	社会福祉法人へ委託または市で収集	社会福祉法人または民間業者へ委託（一部の施設は、保管のみ）もしくは市で保管
	主としてアルミ製の容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	ステーション方式	社会福祉法人または民間業者へ委託	社会福祉法人または民間業者へ委託（一部の施設は、保管のみ）もしくは市で保管
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	拠点回収	市で収集	社会福祉法人へ委託
			集団資源回収	集団資源回収団体	民間業者による資源化
	主として段ボール製の容器	段ボール	集団資源回収	集団資源回収団体	民間業者による資源化
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	ステーション方式	市で収集	民間業者へ委託
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	拠点回収	市で収集	社会福祉法人または民間業者へ委託
			ステーション方式		
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	各戸収集	民間業者へ委託または市で収集	民間業者へ委託

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

(1) 排出・運搬段階における分別収集の用に供する施設計画

収集に係る 分別の区分	収集容器	集積場所	収集車
缶類	プラスチックコンテナ または透明袋	ステーション方式	プレス車
びん類	プラスチックコンテナ	ステーション方式	クレーン付貨物車
紙パック	透明袋（回収容器使用）	拠点方式	プレス車
紙パック、段ボール以外 の紙製容器包装	透明袋	ステーション方式	プレス車
ペットボトル	透明袋（回収容器使用）	拠点方式	プレス車
	透明袋	ステーション方式	プレス車
ペットボトル以外の プラスチック製容器包装	透明袋	各戸収集	プレス車

(2) 中間処理段階における分別収集の用に供する施設計画

施設名	缶 類	び ん 類	紙 パ ッ ク	容 紙 器 紙 包 装 製 製	ボ ペ ト ツ ル ト	容 ツ プ 器 ク ラ 包 装 製 ス チ
西資源センター	保	保			※	
港資源選別センター	選	選				
南リサイクルプラザ	保	保	選・保		※	
鳴海工場内保管施設	保	保				
民間施設	選	選		※	※	※

- (注) ①「選」：選別施設、「保」：保管施設、「選・保」：選別・保管施設  
 ②「※」：選別・圧縮・梱包・保管施設  
 ③ びん・缶等の選別・保管施設については、今後の処理量の推移を踏まえつつ、設備の老朽化に対応した設備更新等を図る。  
 ④ 民間施設については、実際は複数あるが一括して表記している。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(保健環境委員制度の活用)

名古屋市保健環境委員規則に基づき市長が委嘱する保健環境委員は、町、学区、区及び市の各保健環境委員会を組織し、地域に密着した活動を行っているため、各方面の協力を得て、分別収集の円滑かつ効率的な推進を図る。